

国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十五年法律第百十七号）

（抄）

（構造改革特別区域法の一部改正）

第四十七条の二 構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）の一部を次のように改正する。

第十二条第十一項の表高等学校の定時制教育及び通信教育振興法（昭和二十八年法律第二百三十八号）の項及び第十三条第四項の表高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の項中「第九条第一項」を「第七条第一項」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一・二（略）